

計量法関係手数料 新旧対照表

計量法関係手数料 【検 定】	改正前 (円)	改正後 (R8.4.1施行) (円)
1. タクシーメーター	550	630
2. 質量計		
イ. 非自動はかり		
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであってひょう量が1t以下のもの		
ひょう量が30kg以下のもの	1,050	1,050
ひょう量が100kg以下のもの	1,250	1,250
ひょう量が250kg以下のもの	1,650	1,650
ひょう量が500kg以下のもの	2,050	2,050
ひょう量が500kgを超えるもの	2,350	2,350
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		
ひょう量が10kg以下のもの	100	120
ひょう量が10kgを超えるもの	190	190
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの		
ひょう量が5kg以下のもの	150	150
ひょう量が20kg以下のもの	190	190
ひょう量が50kg以下のもの	250	250
ひょう量が100kg以下のもの	340	340
ひょう量が250kg以下のもの	520	520
ひょう量が500kg以下のもの	900	900
ひょう量が1t以下もの	1,550	1,550
ひょう量が2t以下のもの	2,560	2,810
ひょう量が5t以下のもの	6,430	7,180
ひょう量が10t以下のもの	8,110	8,960
ひょう量が20t以下のもの	11,900	13,300
ひょう量が30t以下のもの	14,700	16,500
ひょう量が40t以下のもの	19,700	22,200
ひょう量が50t以下のもの	22,300	24,500
ひょう量が50tを超えるもの	38,800	42,300
最小目量又は表記された感量がひょう量の一万分の一未満のものにあつては、(1)から(3)までに掲げる金額の2倍の額とする。		
ロ. 分銅		
表す質量が200g以下のもの	20	30
表す質量が200gを超えるもの	220	220
ハ. おもり		
表す質量が5kg以下のもの	20	30
表す質量が20kgを以下のもの	90	100
表す質量が20kgを超えるもの	290	290

計量法関係手数料 新旧対照表

計量法関係手数料 【検 定】	改正前 (円)	改正後 (R8.4.1施行) (円)
3. 体積計		
イ. 水道メーター		
口径が25mm以下のもの	80	120
口径が40mm以下のもの	170	180
口径が100mm以下のもの	1,200	1,200
口径が100mmを超えるもの	1,650	1,650
ロ. 燃料油メーター		
(1) 微流量燃料油メーター	590	590
(2) 簡易燃料油メーター	1,550	1,550
(3) 自動車等給油メーター又は小型車載燃料油メーター	2,050	2,050
(4) 大型車載燃料油メーター又は定置燃料油メーター		
口径が30mm以下のもの	2,600	2,600
口径が30mmを超えるもの	3,400	3,400
ハ. 液化石油ガスメーター	6,400	6,400
4. アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。）		
計ることができる最大の圧力が50MPa以下のもの	90	130